

大阪市立大学と和泉市との包括連携に関する協定書

（目的）

第1条 この協定は、大阪市立大学と和泉市（以下「両者」という。）が知的・人的資源の交流や歴史・文化資源の活用など包括的な連携協力のもとに教育、まちづくり、産業、医療等の分野で相互に連携協力し、活力ある地域社会の創造、人材育成及び両者の発展に寄与することを目的とする。

（連携協力項目）

第2条 本協定による連携協力項目はつぎのとおりとする。

- （1）教育・文化・スポーツの振興に関する事
- （2）産学官連携及びまちづくりに関する事
- （3）健康・福祉及び医療の充実に関する事
- （4）国際交流の推進に関する事
- （5）自然・環境対策に関する事
- （6）その他、両者が必要と認める事

（連絡調整窓口）

第3条 前条に定める項目を円滑かつ効果的に進めるために、両者に連絡調整の窓口を設置する。

（経費）

第4条 第2条に定める項目の実施に要する経費は、原則として、両者の協議により決定する。

（期間）

第5条 本協定期間は、3年間とする。ただし、期間満了の日の3ヶ月前までに、両者のいずれからも協定の終了または見直し等の申し出がない場合には、さらに3年間更新するものとし、以後も同様の取扱いとする。

（その他）

第6条 この協定書に定めるもののほか、連携協力の細目その他必要な事項については、両者が別途協議して定めるものとする。

本協定締結の証として、本書を2通作成し、署名捺印の上、各々一通を保有する。

平成21年4月14日

大阪市立大学
学長 金 児 曉 嗣

和泉市
市長 井 坂 善 行